

報 道 資 料

令和元年7月24日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第217号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第192号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年7月23日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（警務部 警務課）
- ◎ 対象行政文書：監督者会議録（平成23年8月～平成23年10月分）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 警部補以下の階級にある警察官又はそれに相当する職員の氏名及び印影
 - イ 出席者職・氏名の一部
 - ウ 会議の内容の一部
 - エ 備考の一部
 - オ 当直勤務等事件事故処理簿
受理時間（現臨時間）欄の一部、事案の内容欄の一部、処理状況当欄の一部、相談等欄の一部、被害届欄の一部、交通事故発生状況の一部、その他欄の一部、留管欄の一部
 - カ 当直長事件・事故取扱メモ
受理時間（現臨時間）欄の一部、事案の内容欄の一部、処理状況当欄の一部、被害届欄の一部、交通事故発生状況の一部、その他欄の一部、留管欄の一部
 - キ 当直勤務等事件事故処理簿御所警察庁舎
事案の概要欄の一部、処理状況当欄の一部、被害届受理状況欄の一部
- 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官又はそれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
 - イ 上記不開示部分のイ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
条例第7条第4号に該当
犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - ウ 上記不開示部分のウからキまで
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
条例第7条第4号に該当
犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
条例第7条第6号に該当
犯罪捜査などの警察業務に関する情報であり、開示することにより、犯罪を企図

する者が、捜査手法等の分析を行い、対抗措置を講じるなど、犯罪抑止・検挙等の目的が達成できなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

◎ 審査会の結論：実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、平成23年10月12日（水）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された、要望等に関する情報を開示すべきである。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、警察運営の能率化並びに指導連絡統一を図るため、処務規程第17条第1項に基づき、警察署長が幹部職員を招集して、監督者会議を開催している。監督者会議においては、当直中における取り扱い事案の報告、業務予定の連絡、各課における懸案事項等を共有するとともに、監督者会議に出席した者が部下職員に対して業務指示等を行っている。

本件行政文書は、平成23年8月から同年10月までの高田警察署における監督者会議に係る議事録（以下「監督者会議録」という。）である。当該監督者会議録には、開催日時、開催場所、出席者職・氏名、取扱者名、監督者会議において報告された取り扱い事案の概要や監督者会議に出席した署長、副署長、会計官、御所警察庁舎署長（以下「署長等」という。）の指示内容等が記載されており、必要に応じて業務上参考となる資料が添付されている。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

実施機関は、出席者職・氏名の一部について、条例第7条第2号及び第4号に、会議内容の一部及び備考の一部並びに当直勤務等事件事故処理簿のうち、受理時間（現臨時間）欄の一部、事案の内容欄の一部、処理状況等欄の一部、相談等欄の一部、被害届欄の一部、交通事故発生状況の一部、その他欄の一部、留管欄の一部、当直長事件・事故取扱メモのうち、受理時間（現臨時間）欄の一部、事案の内容欄の一部、処理状況等欄の一部、被害届欄の一部、交通事故発生状況の一部、その他欄の一部、留管欄の一部及び当直勤務等事件事故処理簿御所警察庁舎のうち、事案の概要欄の一部、処理状況等欄の一部、被害届受理状況欄の一部については、条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するとして不開示としているのに対し、審査請求人は実施機関が第7条第4号及び第6号に該当するとして不開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分の開示を求めている。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、これらの情報は、個別案件に係る捜査状況及び捜査手法、特定の罪種に係る捜査手法、捜査体制及び当直体制、捜査の重点事項、留置施設の管理に関する情報、要望等に関する情報及び警衛警護に関する情報であることが認められた。

実施機関は、個別案件に係る捜査状況及び捜査手法、捜査体制及び当直体制並びに捜査の重点事項（以下「捜査手法等」という。）については、条例第7条第4号及び第6号に、特定の罪種に係る捜査手法及び警衛警護に関する情報については、条例第7条第4号に、留置施設の管理に関する情報及び要望等に関する情報については、条例第7条第6号に該当すると説明している。

(2) 条例第7条第4号及び同条第6号について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 捜査手法等について

実施機関が、条例第7条第4号及び第6号に該当すると説明している捜査手法等について、以下検討する。

実施機関が捜査の対象とする者については、様々な手段を用いて犯罪行為を実現しようとする状況や、実施機関による犯罪行為の認知及び犯人の検挙や訴追に対する妨害等、捜査を妨害しようとする状況が想定されるところであり、この点を考慮すると、これらの情報が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれや、犯人及び証拠の発見等の支障となるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

以上のことから、捜査手法等については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当するため、

条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

イ 特定の罪種に係る捜査手法について

実施機関は、特定の罪種に係る捜査手法について、条例第7条第4号に該当すると説明しているの
で、以下検討する。

実施機関が捜査の対象とする者については、様々な手段を用いて犯罪行為を実現しようとする状況
や、実施機関による犯罪行為の認知及び犯人の検挙や訴追に対する妨害等、捜査を妨害しようとする
状況が想定されるところであり、この点を考慮すると、これらの情報が公にされることにより、これ
らの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容
易にするおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

以上のことから、特定の罪種に係る捜査手法については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧
又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施
機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当す
ることから、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ウ 警衛警護に関する情報について

実施機関は警衛警護に関する情報について、条例第7条第4号の該当すると説明しているの
で、以下検討する。

要人の来訪に際しては、テロ等の犯罪行為の標的にされることが想定されるところである。そして、
テロ等の犯罪行為を企図する者については、様々な手段を用いて当該行為を実現しようとする状況が
想定されるところであり、この点を考慮すると、警衛警護に関する情報を公にすることにより、これ
らの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、テロ等の犯罪行為を誘発し、又はそ
の実行を容易にするおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性があると認められる。

以上のことから、警衛警護に関する情報については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は
捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関
が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当するこ
とから、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

エ 留置施設の管理に関する情報及び要望等に関する情報について

実施機関は、留置施設の管理に関する情報及び要望等に関する情報（以下「施設管理等情報」とい
う。）について、条例第7条第6号に該当する旨説明しているの
で、以下検討する。

(ア) 条例第7条第6号前段について

施設管理等情報については、実施機関が保有する施設の管理に係る事務及び、実施機関が受けた要
望等の内容に係る情報である。

したがって、これらの情報は、実施機関の事務に関するものであるため、条例第7条第6号前段に
掲げる情報に該当する。

(イ) 条例第7条第6号後段について

i 留置施設の管理に関する情報について

留置施設の管理に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関
が管理する留置施設に留置されている人数の増減、留置施設の定員及び被留置者に対する対応に
係る記述等が不開示とされていることが認められた。

実施機関は、これらの情報が公にされることにより、留置に係る警察の体制や、監督者会議録
の日付と照合することにより特定の被留置者が留置されている警察署名が推測される等、被留置
者による危険物の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為及び被留置者の関係
者によるこれらの行為に対する関与を容易にする等、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を
生じるおそれがあるため、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると説明している。

実施機関が留置している者の中には、様々な手段を用いて自らの訴追を免れようとする者や留
置施設からの逃走を企図している者が一定程度存在することは否定できないところであり、この
ことを考慮すると、これらの情報を公にすることにより、被留置者やその関係者に有意な情報を
提供することとなり、そのことによって、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を及ぼすおそ
れがあると認められる。

以上のことから、留置施設の管理に関する情報については、条例第7条第6号後段に掲げる情
報に該当する。

ii 要望等に関する情報について

要望等に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、要望等を行った者
とその内容に関する情報が不開示とされていることが認められた。

実施機関は、要望等に関する情報を公にすることが前提となると、今後、要望等を行おうとす
る者が要望等を行うことをちゅうちょし、実施機関の業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお
それがある旨主張している。

一般に、実施機関に対する要望等に係る情報は、実施機関の職務の性質上、申出者の個別具体的な実体験に基づく、犯罪等の被害に係る情報や地域での係争等、それ自身が申出者自身の利害、社会的評価、人格と密接に関わる機微な情報であると考えられる。このような要望等に関する情報の性質を考慮すると、申出者は要望等に関する情報は公にされないことを期待しているものと考えられることから、当該情報を公にすることにより申出者との信頼関係が損なわれることになり、今後、実施機関に対し要望等を行うおとす者が、要望等を行うことをちゅうちょするなど、実施機関の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

しかし、平成23年10月12日（水）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された要望等に関する情報に関しては、当該要望等を行った者や要望等の内容を考慮すると、当該要望等は要望等を行った者の利害、社会的評価及び人格と密接に関わる機微な情報とは認められない。

また、事務局をして実施機関に確認したところ、当該要望等について、公にすることにより、既に方針決定がされたものであるかのように誤解を与え、事案の性質上、不安感等市民の間に混乱をいたずらに招くおそれがあり、さらにその結果、今後、市民の協力を得ることが困難になるなど、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあると説明しているが、本件行政文書において、当該要望等について未処理であることが明記されており、当該要望等の内容を考慮すると、当該要望等が行われたことが公になることにより、県民に無用の誤解や混乱を招くおそれがあるとまではいえない。

これらのことから、平成23年10月12日（水）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された要望等に関する情報については、公にすることにより、実施機関と申出者との信頼関係が損なわれることとなり、今後、実施機関に対し要望等を行うおとす者が、要望等を行うことをちゅうちょする等、実施機関の業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

これらのことから、平成23年10月12日（水）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された要望等に関する情報については、条例第7条第6号後段に該当しない。

(ウ) まとめ

以上のことから、施設管理等情報のうち、平成23年10月12日（水）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された要望等に関する情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため開示すべきであるが、その余の情報については、同号の不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

3 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第4号において、実施機関は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、相当の理由がある場合は、不開示とすることが規定されているが、相当性の判断について、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて理由付記がされていない旨主張している。

また、条例第7条第6号に係る不開示部分の理由付記について、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、これらの点についての理由付記がされていない旨主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「出席者職・氏名の一部」「会議内容の一部」「備考の一部」「当直勤務等事件事故処理簿の一部」「当直長事件・事故取扱メモの一部」「当直勤務等事件事故処理簿御所警察庁舎の一部」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第4号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質及び具体的な事務支障の内容が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成24年 8月13日		
② 決定	平成24年11月30日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成24年12月 9日		
④ 諮問	平成24年12月20日		
⑤ 経過	平成30年12月27日	第226回審査会	審議
	平成31年 1月31日	第227回審査会	審議
	平成31年 2月19日	第228回審査会	審議

平成 31 年	3 月 28 日	第 229 回 审查会	審議
令和 元年	5 月 31 日	第 230 回 审查会	審議
令和 元年	6 月 26 日	第 231 回 审查会	審議